

行賞規程

1. 目 的

- (1) この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）の会員ならびに職員に対し、定款第1章第3条の目的に照らし、顕著な功績があった場合、または協会の運営に多大な貢献があった場合、これを行賞してその努力に報いることを目的とする。
- (2) 会員ならびに職員以外の者に、前1.(1)項の定める功績・貢献があったときは、行賞することができる。

2. 行賞の種類

種類は次の通りとする。

- (1) 表 彰
- (2) 感 謝

3. 候補推薦等

会員等は、行賞すべき事項が発生したときは、次に掲げる事項を記載した推薦状を会長に提出する。

- (1) 被行賞候補者の氏名・年齢等
- (2) 6、7、8項に該当する行賞行為の種別
- (3) 行賞該当行為の発生、終了年月日
- (4) 行賞該当行為の具体的説明

4. 行賞の審査決定

表彰ならびに感謝の推薦をうけた場合は、理事会で審査決定する。

5. 賞状の授与

被行賞者に対する賞状の授与は、原則として総会または式典等において会長が授与する。

6. 表彰の対象

表彰の対象は、つぎの通りとする。

- (1) プロスキー教師の育成・指導・検定に関して、その質の向上に尽力し、顕著な功績があったとき。
- (2) スキー技術・指導に関する調査・研究において著しい成果をあげ、顕著な功績があったとき。
- (3) スキー指導における安全に関して特別の努力をし、顕著な功績があったとき。
- (4) 社会体育としてのスキーの発展に関して特別の努力をし、顕著な功績があったとき。
- (5) その他、協会の運営または公認校におけるスキー指導に多大な貢献があったとき。
- (6) 会員の義務を果たし、一定年以上経過したとき。
年限は、10年、20年、30年、40年とする。

7. 感謝の対象

感謝状は、つぎの場合に贈呈する。

- (1) 協会役員・委員等で長期にわたり在任し、協会の運営に顕著な貢献があったとき。
- (2) 個人または団体が、協会の目的に照らし顕著な功績があったとき。

8. 副賞等

表彰状・感謝状に、副賞として金品を添えることができる。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 3月24日から施行する。